

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

熊本県蒲島知事当選

ありがとうございました！



蒲島知事の第3期 熊本県知事選におきましては皆様にご支援ご協力いただきまして有難うございました。この紙上にて厚く御礼申し上げます。投票率も51.01%で前回よりも大きく伸びたことが良かったと思っております。今後4年間で蒲島知事の総仕上げをされることと思います。公約が実現され、熊本県民の最大幸福感が実感できるような時代を期待しております。皆様で見守っていきましょう。本当に有難うございました。

▽蒲島郁夫(無・現)当選
50万4931票。
▽幸山政史(無・新)
20万1951票。
▽寺内大介(無・新)
3万3955票。



熊日新聞(H28.3.28)掲載

公園便り

4月2日(土)は公園に散歩へ行きませんか。桜が満開です。また、桜だけでなく白い花のユキヤナギや少し汚れかかって見えますが白い花のアセビ、白いモクレンや淡いピンク色の紅モクレンなど色々な春のお花がお迎えしてくれます。天気の良い日に是非お出かけください。きっと有意義な時間を過ごせるはずです。



日本の農産物高くても買いましょう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。(日本の農産物を高く買う国民運動連盟)

巡回監査遅れの御詫び

1月から3月16日までは税理士事務所は超多忙繁忙期です。年末調整、納期の特例、償却資産申告、法定調書、確定申告等、職員一丸となり、夜遅くまで、期限内申告に努めてまいりました。その間、お客様には毎月の帳簿等の巡回監査が出来ず、大変申し訳ございません。大至急、正常業務になるよう努力しておりますので、ご理解とご配慮のほど、重ねてお願い申し上げます。3月決算法人につきましては、お客様と担当職員とで十分に話し合い、打ち合わせするよう申し付けておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

協会けんぽ

健康保険料率の引き上げのお知らせ

平成28年度、4月納付分から、健康保険料率が引上げられます。介護保険料率については、変更はありません。

給与・賞与の
10.09%
H28.2(3月納付分迄)

→

給与・賞与の
10.10%
H28.3(4月納付分から)

※保険料改定に関する詳細は、協会けんぽのHPをご参照ください
(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>)

軽減税率導入まであと1年

～複数税率対応のレジや受発注システムの改修をお考え方へ～
軽減税率制度の詳細はいまだ定かではありませんが、消費税増税が再延期又は中止にならなければ、複数税率となる軽減税率制度が来年4月から導入されます。レジのシステム変えなきゃダメ！？何かないの！？補助金とか・・・それが・・・あるんです！

軽減税率対策補助金

軽減税率制度の詳細はいまだ定かではありませんが、消費税増税が再延期又は中止にならなければ、複数税率となる軽減税率制度が来年4月から導入されます。

軽減税率対策補助金とは、軽減税率導入にあたり、複数の税率に対応したレジの導入や受発注システムの改修を行うときに、その費用の一部を補助するものです。複数税率対応として、2つの申請類型があります。



A型 複数税率対応のレジ 導入支援	B型 受発注システムの改修
複数税率対応のレジの新規導入 既存のレジを改修するとき	電子的な受発注システムをご利用の時に、複数税率に対応するように必要となる機能について、改修・入替を行うとき
(申請期間) H29.5.31 までに申請	(申請期間) H29.3.31 までに事業完了するよう申請

いずれも、補助金額はレジ1台あたり20万円が上限となります。残念ながら、**現在は申請できません**。申請受付開始日、申請書書式等については、軽減税率対策補助金事務局のHPをご覧ください。

参照HP (<http://kzt-hojo.jp/>)

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

○消費税軽減税率やマイナンバー対応で事務負担増が集中する中小企業を支援するため、適用対象者を見直した上で、**適用期限を2年延長**する。

改正概要 【適用期間：2年間(平成29年度末まで)】

○中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)することを認める措置。

○適用対象者から従業員1,000人超の法人を除外し、適用期限を2年延長する。

	取得価額	償却方法	合計300万円まで
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入(即時償却)	本則
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(注)(残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入(即時償却)	

(注) 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

平成28年度税制改正セミナー

知らないよりは知ってた方がよい！税制改正セミナー今年もやります！マイナンバー改正点もありますので、来年のことと言わず今のうちに知っておきましょう！

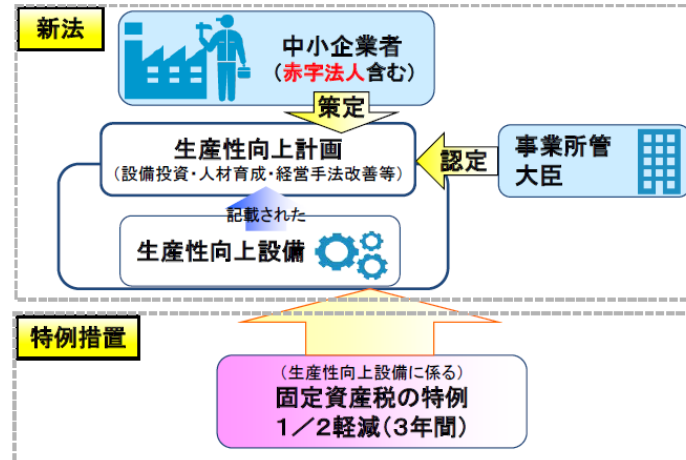
- ①マイナス金利の時代。どうしたら良いのか？
現金・保険・不動産投資・先物取引・・・
- ②財産は法人で残した方が良いのか？個人で残した方が良いのか？
相続税対策は？
- ③税制はどうなっていくのか。軽減税率は？その対策は？

日 時：平成28年4月4日(月) 13:00受付 13:30開始
場 所：当事務所3F会議室

是非御参加下さいませ。詳しくは別紙にて♪

新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

- 中小企業が取得する新規の機械装置は、3年間（H30 年度末までの投資）、固定資産税を1/2に軽減する措置を創設。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字中小企業にも大きな効果あり。



<特例対象・内容>

【支援対象】

- 中小企業者が新法の認定計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)
- ※中小企業者: 資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

➢ 生産性を高める機械装置が対象

- ※既存の設備投資減税(生産性向上設備投資減税)の支援要件(①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)、③最新モデル)から、中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外。

【特例】

- 固定資産税(税率1.4%)の課税標準を3年間1/2に軽減

減価償却方法の見直し

- 減価償却制度とは、建物や機械装置等の減価償却資産の取得に要した金額を、一定の減価償却方法(定額法・定率法)により、各年度に費用配分する制度。
- 投資拡大に悪影響の少ない建物附属設備・構築物に限定し、減価償却方法を定額法に一本化。

改正概要

今後新規に取得する建物附属設備、構築物の減価償却方法を、定額法に一本化する

<改正の対象となる減価償却資産>

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備	定額法・定率法	定額法
構築物	定額法・定率法	定額法
機械及び装置	定額法・定率法	定額法・定率法
船舶	定額法・定率法	定額法・定率法
航空機	定額法・定率法	定額法・定率法
車両及び運搬具	定額法・定率法	定額法・定率法
工具、器具及び備品	定額法・定率法	定額法・定率法

詳細につきましては、当事務所担当者か、もしくは中小企業庁HP(<http://www.honda-net.co.jp>)より、ご確認ください。また、4/4 当事務所開催セミナーに足を運ばれてみてはいかがでしょうか。

皆さん知っていますか? “桜ライン311”

忘れてはいけない東日本大震災・・・あれから5年。桜の季節となりました。

“NPO法人 桜ライン311”は、岩手県陸前高田市市内約170kmに渡る津波到達ラインに10mおきに桜を植樹し、ラインに沿った桜並木を作ること、後世の人々に津波の恐れがあるときにはその並木より上に避難するよう伝承していくことを活動としている団体です。



桜の植樹事業、普及&啓発事業、政策提言事業をおこなっております。認定NPO法人制度により、桜ライン311へのご寄附は税控除の対象となります。ご支援いただく皆さまのご負担を少しではありますが軽減できるようになりました。2015年12月までに植え

られた桜は9.32km、932本です。

ご興味あります方は、“NPO法人 桜ライン311”HP(<http://www.sakura-line311.org/>)にてご確認ください。

また、桜ライン311プロジェクト応援マップにて、桜ライン311プロジェクトの桜植樹情報を掲載してます。津波到達点を示す桜植樹場所に桜アイコンをマッピングした地図に桜植樹場所の標高、植樹された桜の品種等のっております。【<http://sakura-line311.org/>】



企業シリーズ NO.234

有限会社 龍田ゴルフ練習場

外に出てレジャーを楽しむ季節になりましたっ!!
今回、ご紹介するのは、なんと今年で43年を迎えるゴルフ場!!! “龍田ゴルフ練習場”です♪♪



昭和48年創業
年会費 5000円(登録日から1年間有効)
練習料金が200円割引!! 年間24回以上(月2回以上)
ご利用のお客様は **お得** です!

	平日	土・日・祝	
3時間	1,000円	1,000円	3時間以上1時間毎
3時間	1,200円	1,000円	300円
メンバー	800円	800円	

- ・2階打席: 100円割引
- ・女性及び高校生以下: **メンバー料金**
- ・貸しクラブ: 1本100円
- ・年会費: 5000円
- ・シャワー室有り

平日 午前8:00 ~ 午後10:30

土日祝 午前8:00 ~ 午後10:00

【お問合せ先】

住所: 〒861-8002 熊本県熊本市北区龍田町弓削 1050

TEL: (096) 338-0966

お気軽にお電話ください♪

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
<http://miraizeimu.com/>